

# 個人住民税の定額減税について

国では経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正を行い、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

## 対象となる方

○前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

## 減 税 額

○本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

## 徴収方法（令和6年度分）（定額減税の対象となる方）

### ①給与所得に係る特別徴収 （給与所得者の方）

▶令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月でならされます。



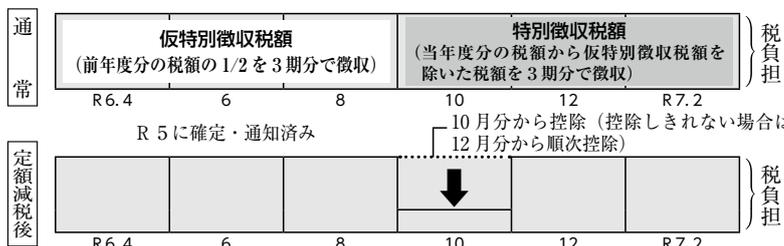
### ②普通徴収 （事業所得者等の方）

▶定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



### ③公的年金等に係る所得に係る特別徴収 （年金所得者の方）

▶定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



## そ の 他

○減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。

○定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

○減税しきれない場合は、調整給付金が支給されます。対象となる方には別途お知らせします。

給付金の詳細は内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html)」をご参照ください。  
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

○所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「[定額減税特設サイト](https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)」をご参照ください。  
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111（内線216）

# 結婚生活スタートアップ事業

結婚を機に始まる「新しい生活」を応援するため、住宅取得費、住宅リフォーム費、賃貸物件の家賃、引っ越し費用および生活家電購入費を補助します。

主な要件	<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻した新婚世帯であること</li><li>新婚夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること（貸与型奨学金を本人名義で返済している場合は、所得額から年間返済額を控除した額とします）</li><li>夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること</li><li>申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の所在地となっていること</li><li>3年以上継続してつがる市に居住する意思があること</li></ul>
対象経費	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った以下の費用 ①新居の購入費用（建物のみ）、新築の費用 ②新居のリフォーム費用 ③新居の敷金、礼金、仲介手数料、家賃・共益費（各1カ月のみ） ※勤務先から住居手当が支給されている場合はその支給額を除きます。 ④引っ越し費用（引っ越し業者や運送業者に支払った費用） ⑤生活家電購入費用
補助額	対象経費①～④の合計金額 (1) 夫婦共に29歳以下の場合：1世帯あたり上限60万円 (2) 夫婦共に39歳以下で、(1) 以外の場合：1世帯あたり上限30万円 対象経費⑤：1世帯あたり上限10万円
申請期限	令和7年3月31日(月)

申請を希望される方は事前にご相談ください。詳細については、市ホームページ（QRコード）をご確認ください。

【問い合わせ先】地域創生課 電話42-2111（内線361）



## 木造住宅耐震診断支援事業

安全性の高いまちづくりに資することを目的に、つがる市木造住宅耐震診断支援事業を実施します。

耐震診断を希望する市内に存する木造住宅を所有する方、市に住民登録し市内に存する木造住宅に現に住んでいる方に、耐震診断員を派遣し診断業務を行います。

▼診断費用（自己負担分）：1万1千円（延べ面積200㎡を超える場合は自己負担の増額があります）

▼募集戸数：先着1戸 ※申込戸数が募集戸数に達した場合は、期間内であっても募集を終了します。

▼申込書：市ホームページからダウンロードできるほか、建築住宅課で申込書を配布します。（閉庁日を除く8時30分～17時）

▼募集期間：7月1日(月)～10月31日(木)（閉庁日を除く）

※詳細は市ホームページをご覧ください。

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。

【問い合わせ先】建築住宅課 電話42-2111  
(内線381・384)

## ブロック塀等耐震改修促進支援事業

地震発生時にブロック塀等の倒壊を未然に防止し、通学路および避難路を通行する人の安全を確保するため、倒壊の危険性があるブロック塀等の改修・除却工事等を実施する方に対し、工事に要する経費の一部を補助します。

▼補助金額：工事費の2/3、上限12万円（上限を超えた分は自己負担）

▼募集戸数：先着2戸（申込戸数が募集戸数に達した場合は、期間内であっても募集を終了します）

▼申込書：市ホームページからダウンロードできるほか、建築住宅課で申込書を配布します。（閉庁日を除く8時30分～17時）

▼募集期間：7月1日(月)～10月31日(木)（閉庁日を除く）

※詳細は市ホームページをご覧ください。

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。

【問い合わせ先】建築住宅課 電話42-2111  
(内線381・384)